

府平第109号  
平成26年3月26日

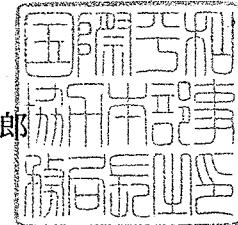
## 行政文書不開示決定通知書

特定非営利活動法人情報公開市民センター

理事長 新海 聰 様

内閣府国際平和協力本部事務局長

高橋 礼一郎



平成26年1月27日付けの行政文書の開示請求（平成26年1月29日受付）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

### 記

#### 1 不開示決定した行政文書の名称

2013年12月22日に、国際連合から要請があった、我が国施設部隊がUNMISの活動に際して持ち込んだ小銃弾のうち約1万発の提供に関する要請に係る一切の情報

#### 2 不開示とした理由

当該文書は、公にしないことを前提として国連から我が国に対し手交された文書であって、公にすることにより、国連との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法第5条第3号に該当するため、不開示とした。

※ この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、内閣総理大臣に対し審査請求することができます。

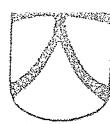
また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます。

#### 【担当課等】

内閣府国際平和協力本部事務局総務係

電話：03-3581-7340

FAX：03-3581-2548



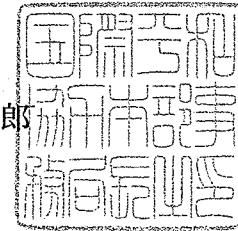
府平第110号  
平成26年3月26日

## 行政文書不開示決定通知書

特定非営利活動法人情報公開市民センター

理事長 新海 聰 様

内閣府国際平和協力本部事務局長  
高橋 礼一



平成26年1月27日付けの行政文書の開示請求（平成26年1月29日受付）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

### 記

#### 1 不開示決定した行政文書の名称

- (1) 2013年12月22日に、国際連合から要請があった、我が国施設部隊がUNMISの活動に際して持ち込んだ小銃弾のうち約1万発の提供に関する要請に関し、検討した議事録
- (2) 2013年12月22日に、国際連合から要請があった、我が国施設部隊がUNMISの活動に際して持ち込んだ小銃弾のうち約1万発の提供に関する要請に関し、我が国施設部隊に対する指示に係る一切の情報
- (3) 2013年12月22日に、国際連合から要請があった、我が国施設部隊がUNMISの活動に際して持ち込んだ小銃弾のうち約1万発の提供に関する要請に関し、国際連合からの謝意に係る一切の情報
- (4) 2013年12月22日に、韓国政府から要請があった、我が国施設部隊がUNMISの活動に際して持ち込んだ小銃弾のうち約1万発の提供に関する要請に係る一切の情報
- (5) 2013年12月22日に、韓国政府から要請があった、我が国施設部隊がUNMISの活動に際して持ち込んだ小銃弾のうち約1万発の提供に関する要請に関し、検討した議事録
- (6) 2013年12月22日に、韓国政府から要請があった、我が国施設部隊がUNMISの活動に際して持ち込んだ小銃弾のうち約1万発の提供に関する要請に関し、我が国施設部隊に対する指示に係る一切の情報
- (7) 2013年12月22日に、韓国政府から要請があった、我が国施設部隊がUNMISの活動に際して持ち込んだ小銃弾のうち約1万発の提供に関する要請に関し、韓国政府からの謝意に係る一切の情報
- (8) 2013年12月22日に、韓国政府から要請があった、我が国施設部隊がUNMIS

S S の活動に際して持ち込んだ小銃弾のうち約 1 万発の提供に関する要請に関し、韓国隊隊長からの謝意に係る一切の情報

## 2 不開示とした理由

当事務局において作成・取得していないため、不開示とした。

※ この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 5 条の規定により、内閣総理大臣に対し審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます。

### 【担当課等】

内閣府国際平和協力本部事務局総務係

電話：03-3581-7340

FAX：03-3581-2548